

『児童養護施設児の日常とこころ—施設内心理療法家の観点から』

(森田喜治著 創元社)

はじめに一子どもを見る視点の転換を

- p 13 「処遇の難しい子ども」というレッテル←大人側の偏見が横たわる
子どもたち自身の心の叫び＝言葉にならないメッセージが含まれている。
- p 14 子どもたち個人の問題（発達）とは限らない
処遇困難の対象になる行動は、子どもたちが背負わされてきた体験の歴史であり、
生き抜くために身につけざるを得なかった生活様式や防衛の歴史であるから。
- p 15 [事例 1]
洋子 4歳 女児 自閉症 乳児院で生活する
ところが、自閉症特有の情動行動が見られないところから心理治療を開始する。
言語獲得により、小学校入学時には通常のコミュニケーションが可能となる。
- p 18 子どもたちの行動が関係の中で出現する特有な行動であることを理解しようとする
態度が重要である。
- p 20 子ども自身は劣悪な環境を強く受けることで、発達障がいのような行動をすることも
少なくない。
本当に子どもを理解するというのは、表現されている子どもの行動（外的現象）だけ
ではなく、その原因となっている内的な世界（内的現象）にある子どもたちの姿
を理解することを意味する。
- p 21 彼らの過去の集大成されたもの（過去の生活、歴史＝存在価値）を詳細に検討する
ことが子どもの理解において重要な要素となる。

第一章 児童養護施設の生活環境の特殊性と問題点

1 個人的文化と施設の生活

- p 25 [事例 2]
京子 18歳 中1から不登校 一人っ子で親の期待を一身に浴びるが、褒められた経
験がなく、周囲が自分を否定し、受け入れてもらえないという妄想に苦しむ。
- p 27 子どもたちの様々な行動、思考、関係の方法や人格の変容の過程に同席するのも、
その子どもの育ってきた母子の環境である。
- p 28 児童養護施設的环境は、生活職員と子どもたちとの多くの文化の錯綜する世界である。

2 常識という偏見

p 30 [事例 3]

彰 4歳 両親の病気 共同生活になじめず、手のかかる子ども
信二 施設を転々とする 生活職員になじんでいた

- p 32 初期の重要な対象を一人持つことは、その後のパーソナリティの安定に欠かせない
→人格形成に最も重要とされる信頼感と対象恒常性を形成するため（彰の場合）。
⇨逆に様々な他者に愛着を見せる子どもは、自己の重要な他者を内界に形成するこ
とができない→長じて後に対人関係などに問題を起こす可能性が高い（信二の場合）。

3 施設内での力関係

- p 37 子ども側からの職員に対する言動、心理的攻撃に対する対策、また、入所している

子ども間の虐待的行為に対する対策が必要である。

p 38 [事例 4]

博 被虐待の問題 思春期に達していた 傍若無人の振る舞いで他施設への措置変更

p 39 [事例 5]

俊子 3歳 家庭崩壊 中2反抗的行動目立つ 叱られたという不名誉な事実を隠す
(噂により) 俊子の指導員は性的虐待を行ったことで処分を受けた

p 41 支配的な子どもの行動を軽減するには→職員同士の人間関係を密にし、協働できる
関係をつくるよう努力する必要がある。

4 家族の文化と個人

p 49 養育者が頻繁に変わる施設では、子どもたちは常に外的な評価に注意を払い、自己
の基準に従って決定する能力を失う→落ち着きのない、自分で物事を決定すること
の難しいパーソナリティを成長させてしまう可能性が増加する。

5 自由と放任

p 51 対象のない破壊行動とは→子どもたちは内的な基準のないまま、また、我慢して乗
り越える体験を持たないことで、外界に対して単純な破壊的衝動で動き出す可能性
を持つ。

p 52 [事例 6]

康之 攻撃的な行動 問題のある困った子ども 不安定な母親と攻撃的な父親 虐待
離婚 家庭崩壊 攻撃の対象(父親)が明確になり、落ち着き始める

p 55 自分の立つべき安定した場所(基地)を構築すること→その結果、攻撃の方向性が
明確になり、わけのわからない衝動をコントロールすることが可能になる。

6 家族の構成と個人文化

p 58 [事例 7]

陽一 母親に知的な問題あり養育できない 里親がついたが戸籍がなく養子縁組がで
きなくなった (虐待の歴史的繰り返し)

p 60 個人文化(家庭の崩壊、両親との分離、トラウマやストレス、虐待の状況など)の
差異が集団生活の中での大きな葛藤を生んでいる。

7 文化の葛藤

p 64 子どもと職員はともに無意識的行動や自動的行動の中で、お互いに葛藤を起こす。
葛藤を乗り越えるためには、子ども一人一人の過去の生活背景からもたらされたき
た文化を吟味し、理解していくところから始める必要がある。

p 66 自我の成長のためには、抱えられ、承認される初期の体験と重要な他者による護り
から出て自立していこうとする子ども自身の葛藤を乗り越える力が必要である。
施設の社会的な環境は、子どものわがままを許さざるを得ないものへと変貌しつつ
あり、ますます子どもの葛藤に対する人格的弱さをつくってしまっている。

p 67 生活職員が外界にある評価にさらされながら、ある一定の方法論に固定されること
で本当の意味で親身になって子どもにかかわることができなくなっている傾向がある。
(職員は)常に、自己のあり方、文化に目を向け、自己に気づき、その気づきを通し
て他者である子どもと自己のとの間にある齟齬と葛藤をできるだけ客観的に眺める作
業をするのが、保育という専門のあり方である。

8 共同の生活と統合的価値基準

p 75 [事例 8]

和夫 小3 ADHD 診断 ネグレクト 職員の評価が肯定的にも否定的にもなる

p 76 評価する側にずれが生じると、子どもたちは安定した環境を体験することができな

くなる。基本的には、子どもが承認されているという肯定的感覚を生活職員との間で結ぶことが必要である。

p 77 [事例 9]

良子 4歳 職員が交代する 「発達障がい」というレッテル 問題児

p 80 特に幼少期にある子どもにとっては、その価値基準のあり方が子どものパーソナリティ形成の基本になる。

9 介入、対立、阻害

p 83 彼らの今、ここで見られる行為、行動の意味を考えることが必要である。

p 87 [事例 10]

博之 小4で入所 中2で反抗的行動(無断外出、外泊、盗みなど)をとる

p 89 職員グループは一定の安定した文化をどのように提供するかを常に考慮する必要がある。

第二章 本来の家族から見た施設の家族の特殊性

1 家庭と共同生活の価値基準の置きどころ

p 93 母性欠損[かつてのホスピタリズム(施設病)]とは、家庭の安定感の欠如をいう。つまり、安定性、普遍性の欠如である。一方、父性とは、しきたりや社会性の伝達といった役割を意味する。

p 94 [事例 11]

和子 不登校 家族の関係のとり方に問題あり

p 96 子どもは相違する価値基準を使い分けることはできず、自己を形成する基本は一本に絞られなければならない。

p 97 子どもの存在そのものを受け入れ、肯定し、存在の尊厳を受け入れる側(いわゆる母性)と、社会に適応的に指導していく側(いわゆる父性)との両者が必要で、一定の価値基準の中で共同することが肝要である。

p 103 [事例 12]

靖男 3歳 家庭崩壊 小3頃問題児とされる 職員が高熱を發した時、思いやりを見せる

p 104 「思いやり」は漠然とした感覚ではなく、子どもが自分にとって重要な存在が力を失っている時に見せるケア的な行為である=共感的な関係の成立

2 家庭と施設、その関係性の違い

p 114 [事例 13]

幸子 小2 家庭崩壊 母親の面会は月に一度 どこかしっくりいかない子ども

p 115 子どもは親に認めてもらうために何をすべきかを自分なりにわきまえており、たいていは、家での生活をすべて自分でこなせるようになると、元通り家庭で生活できると思っていることが多い。

p 116 [事例 14]

小1 女児 お掃除や洗濯の練習

[事例 15]

小3 男児 悪さをしてここにいななければならない

[事例 16]

小3 女児 私が失敗するからお父さんに叩かれる

[事例 17]

小4 男児 お父さんは注射で毒を入れられたからあんなふうになってしまった

[事例 18]

小3男児 お父さんは悪もんに特別な機械を入れられたから頭がくるってしてもてん

p 118 生活職員が親代理という意識を持って子どもと関わることは、その行為の中にある、親の感覚を(子どもに)体験させ、伝達し、習得させることが必要なのである。

p 120 「親性」とは、それぞれの母性や父性と呼ばれる環境にある受け入れと訓練、枠付けなどの、子どもを護り、教育するための概念的な状態を意味する。これらは、バランスのとれた状態で、子どもに提供される時にうまくその効果が表れる。

3 子どもと大人の非言語的なコミュニケーション

p 126 子どもは大人の無意識に抑圧されている感情に敏感であり、特に否定的な感情についてはなおさらである。人一倍、危険予知能力が成長している。

第三章 見送り、出迎えること

1 あいさつの言葉の意味すること

p 132 施設では「送り出した人」と「迎えてくれる人」が同じ人であるとは限らない。子どもにとっては、自分の生活というプライベートで護られるべき空間が、自分が目を離れた隙に見知らぬ誰かによって侵入されてしまい、あるいは、変化してしまうという不安をつくり出すことになる。

2 言葉のやりとりの深い意味

p 134 日常のあいさつはお互いの無事の確認と、心の安らぎを意味している。

p 137 子どもは、徐々にその母親との距離を開け、母なる感覚を心の中に定位する(自立)。

p 139 子どもにとって安心のできる環境とは、普遍的なものであり、絶対的確信のもてるものであることが必要であって、その普遍の地盤をベースとして、他の多くの変化に対応できる精神的安定感を得ることができる。

p 141 [事例 19]

花子 乳児院から児童養護施設に措置変更される 職員から離れることができなかったが、次第にしがみつくとなくなつた

p 145 子どもは彼らの生活の歴史にあった最初の環境に合ったスタイルと同じ方式を周囲に求めていくため、支配的で、ナルシスティックにそれを得ようとする。

p 147 送り出す環境と迎え入れる環境が普遍であることが子どもたちのベースをつくる。最も大きな母なる存在の普遍性が子どもたちにとっての「家」という存在になる。

3 おはよう、おやすみ

p 149 「おやすみ」と「おはよう」は、ともにそれぞれの異世界に旅立ち、戻ってくるもの同士のあいさつであり、内界への旅立ちと、現実界への帰還の時の言葉である(「いってきます」「いってらっしゃい」「ただいま」「おかえり」というあいさつとは違う)。

p 149 [事例 20]

智子 母親のネグレクトによる虐待 夜は一人にされる 入所後不眠の状態が続く

p 153 母親を含め取り巻くすべての環境が子どもを安定させるのであって、母親の好みやパーソナリティ、声、姿勢、しきたり、癖までもが子どもにとっては普遍的な母のイメージとなる。

4 反抗行動の器となる

p 155 [事例 21]

静子 寝る前に女性職員に背中をさすってもらう その職員の所在を頻繁に尋ねる

p 157 [事例 22]

治夫 帰ってきたときの職員の名を尋ねる

p 159 思春期のある時期、子どもは揺るぎない自己の安定基盤（普遍の護りの器）を感じ、その安定感の上で、反抗と自立、分離が可能となる。

5 安定と混乱および不安

p 165 [事例 23]

幸一 ネグレクト状態 親元に帰りたがる

6 世界の変容と子どもの安定感

p 169 不安な子どもたちが新たな世界を吸収していく際に見せる彼らの行動はおおむね、①混乱、不安、②攻撃的行動、③行動の鎮静と抑うつ、④受容、の過程をたどる。

p 172 職員はまず子どもたち（彼らの過去の歴史）を肯定的に受け入れることから始めなければならない。過去の家庭の否定や、両親や生活歴の否定的な理解によって、子どもたちの存在を間接的に否定することがあってはならない。

第四章 きょうだいと他人

1 共同生活を営む他人と実際の兄弟

p 176 [事例 24]

有佑 4歳で入所 妹は2歳で乳児院 有佑が小3の頃妹であることを知るが、兄妹といった関係は回復することが難しくなっていた 退所後は関係が完全に切れてしまった

p 176 [事例 25]

加奈子 3人きょうだい 父親の性虐待 子どもも性的なかかわりを持つようになる それぞれは別々の施設で生活するようになる 自分が悪いという罪悪感を抱く

p 177 一般的なきょうだい関係を体験させることは、施設の中では難しい。

2 血縁をどう見るか

p 178 [事例 26]

秀嗣 父親の自慢話をよくする

p 180 パーソナリティの成長は遺伝との関係よりは、その後の環境の中で子どもたちが培ってきた様々な人間関係の中に見られるものに関係していることのほうが多い。

3 協力とライバル

p 182 [事例 27]

信夫 幼児より施設の生活を余儀なくされる 幼少の子どもに嫉妬し、攻撃を向ける

p 183 家庭の状況が多様化し、特有の習慣やトラウマを抱えているため、子どもたちはお互いが助け合う対象ではなく、競争し、生活職員のひざを取り合う敵同士となる。

p 184 子どもは誰かとの比較ではなく、個人として評価されることが必要な存在なのである。評価を受けることは子どもたちにとっては、受け入れられることを意味する。

第五章 居室の構造上の問題

1 開放された空間と閉じられた空間

p 191 [事例 28]

敦 身体的に大きく、知的にも高い 小さい子どもの面倒をみる 陰で多くの問題行動あり リーダー的役割の子ども

p 192 「子どもの権利擁護」の名のもとに、虐待をする側の子どもが守られ、受ける側の子どもが放置される状況を生み出す。そして、職員間では、「子どもの権利擁護」を唱える者と、それに違和感を持つ者との間に亀裂が生じ、お互いを監視し合うという、

距離のある人間関係が作り上げられてしまう。

2 トイレ、風呂

p 194 [事例 29]

明子 小4 小舎制の児童養護施設で生活する 入所当初夜尿が始まる トイレの位置や様子が気持ち悪い 簡易トイレを設置することでなくなる

p 194 [事例 30]

陽一 小2 夜尿やいたずら 一人でトイレへ行くのが怖く、布団の上や容器にする

p 196 [事例 31]

健一 小3頃から風呂に入るのを極端に嫌がり、特に他の子どもと入る時にはほんの数分ですでに出てくる いじめを受けていた

3 年齢と部屋——自立のための環境

p 201 生活職員が、学校の場であったことと、ホーム内の出来事との違いを明確にしておくことによって、ホームはホームとして守られた空間にしておくことが要求される。

p 201 [事例 32]

祐一 リーダー的役割を担う 勉強は得意ではない 学校での出来事で久志と喧嘩になる 祐一が叱責される 他の子どもたちからの信頼を失う

p 202 [事例 33]

徹 中1 いじめにあう 同級生の絢子や仁は知りつつも静観していた 教科書を買っていく途中で交通事故死する

p 202 [事例 34]

絃一 小6 身体的虐待を受ける 時折パニックが現れ、大声を上げ、暴れ回る 激しい反応行動や攻撃的な性格 他の子どもとのトラブル 他の機関に措置変更となる

p 207 [事例 35]

洋介 年長幼児 激しい虐待を受ける 入所当初やさしい子どもであったが、しばらくすると手に負えない問題児へと変貌する

p 209 社会的なペナルティのある中で、肯定的な人間関係を体験させることである。その関係が継続することで、子どもの行動はある程度、抑制されるのである。

第六章 高校進学 of 重大な意味

1 施設での生活の継続か、施設を出るか

2 自立への希望と不安との狭間で

p 217 [事例 36]

英二 中3 迷いはあったが、職員の一言で進学を決心し、高校に合格する

p 221 [事例 37]

真奈美 高校に入学する 入学後努力を怠り、ストレスから外で遊び歩くようになる

p 223 高校進学は施設の子どもたちにとっては、自分の生活環境を守るために利用するものであって、大学受験や職業を見据えて決定するものではない。ここで見せる子どもたちの不適応行動は、こういった内的な強制性のためにつくり上げられてきた行動である。

おわりに

p 230 子ども of 心の世界を守るためには、基本的な日常生活が安定していることが必要であり、そのためには、生活の専門家としての技量を上げること、生活としての子ども of 理解を深めることを考慮しつつ自己を鍛えていくことが要求される。